
プロジェクト リース

項目 第 404 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 404 回企業会計基準委員会（2019 年 3 月 8 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

事務局の提案について聞かれた意見

2. （ファイナンス・リースではなく）賃貸借契約について、資産及び負債を認識することは法的な観点からは違和感があり、本件については特に単体財務諸表における取扱いを慎重に検討する必要があると考える。
3. 費用配分のあり方について、仮に IFRS 第 16 号と整合性を図り前加重で費用配分する場合には、税法上の取扱いが会計上の取扱いと乖離する可能性がある点について、単体財務諸表においては留意する必要があると考える。
4. これまでの検討過程では、重要な影響がある関係者の意見聴取は行われているものの、幅広い関係者に対して意見聴取がなされていないため、網羅的に課題が把握されていない可能性がある。仮に基準開発する場合のたたき台を関係者に示し、開発に着手するか否かの意見募集を行うことが良いと考える。現時点では、まず当該試案を作成し、更なる具体的な懸念を識別することが現実的であると考え。
5. 中期運営方針で国際的な会計基準と整合性を図ることを掲げているため、すべてのリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発に着手して検討を進めるべきと考える。リースの識別、リース期間の判定、リース要素と非リース要素の分離等の論点については適用上の様々な問題点が生じることが想定されることに鑑みると、今後、国際的な会計基準が適用される過程で明らかになる実務上の課題も注視しつつ開発を進めるべきであり、開発期間を十分に確保する必要があると考える。
6. 財務諸表の比較可能性という観点から、特定の業界において速やかに国際的な会計基準と整合性を図ることの必要性は認識しているが、オペレーティング・リースに関する情報は現行の会計基準においても注記により財務諸表利用者に一定程度提供されていることを踏まえると、各国における国際的な会計基準の適用状況を評価できる時点で、基準開発に着手するか否かの対応を決める方が良いと考える。

特に、サービスとリースが一体となった取引に係るリースとサービスの区分、費用配分のあり方、貸借対照表におけるオペレーティング・リースとファイナンス・リースの区分等に関して、IFRS 第16号や米国会計基準（Topic 842）の会計モデルが、利用者に有用な情報を提供できているかについて適用後の評価も踏まえた上で、基準開発に着手するか否かの判断を行うことが望ましい。

7. 中期運営方針及び国際的な会計基準との整合性を図る観点から、すべてのリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発に着手することに同意する。ただし、収益認識に関する会計基準の開発と異なり、リースの会計基準はすでにあることを踏まえると、国際的な比較可能性の向上の観点では出発点が異なるを考える。リース会計基準の改正が単体財務諸表にも適用される場合、有価証券報告書を提出する企業の連結会社でなく、計算書類のみ作成する会社法上の大会社に対しても影響が生じることを踏まえると、重要性に関する定めや連結財務諸表と単体財務諸表の関係については、更に整理する必要があると考える。

以 上